

財務省告示第三百三十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十一回）
- 二 発行の根拠 財政融資資金特別會計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
- 三 発行方法 簡易生命保険特別會計の積立金による引受け
- 四 発行金額 額面金額で千六百十億円
- 五 払込金額 千六百十億四千六百四十万円
- 六 額面金額の 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 七 発行行日 平成十四年八月二十日
- 八 発行価格 年〇・四パーセント
- 九 利行利率 郵政事業庁長官は、払込金額に
 加え、次の算式により算出した
 金額を第十六号に規定する期日
 に払い込むものとする。
- 十 経過利子の 額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{61}{365}$
- 十一 払込みの 額面金額又は登録金額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平成十四年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十三号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以

平成十四年八月二十日

取扱店並びに取扱郵便局

国債代理店及び国債元利金支払

日本銀行の本店、支店、代理店、

額面金額百円につき百円

平成十九年六月二十日

る利息を支払う。

い、その日以前六月間に属す

日を、その日及び各支払期にお

毎年六月二十日及び十二月二十